

概要版

# 大山崎町第10次高齢者福祉計画 [大山崎町第9期介護保険事業計画]

<令和6(2024)年度～令和8(2026)年度>



令和6(2024)年3月  
大山崎町

# 1

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

- 我が国は、他の先進国に例を見ない速度で高齢化が進んでおり、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年にかけて、75 歳以上人口が急速に増加する一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和 7（2025）年以降さらに減少が加速します。本町においても高齢化率の上昇や一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。加えて、令和 7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保はこれまで以上に大きな課題となります。
- また、求められる利用者の介護ニーズも変化しており、医療・介護の複合ニーズを有する利用者の増加、医療・介護の連携の必要性が高まっています。特に、認知症への対応に関しては、「認知症施策推進大綱」等に基づき、早い段階からの支援を行うことで、認知症の発症や進行スピードを遅らせるとともに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる仕組みづくりのための施策を推進していく必要があります。
- こうした状況を踏まえ、本町では、前期計画における取組を継承・発展させつつ、本町での地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方向性を示すとともに、地域マネジメントを可能にする「地域包括ケア計画」として、本計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法（昭和 38（1963）年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」であり、介護保険法（平成 9（1997）年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」です。
- 本計画は、「大山崎町第 4 次総合計画」をはじめとした本町の関連計画等との整合性を図り策定しました。

### 3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。



## 2

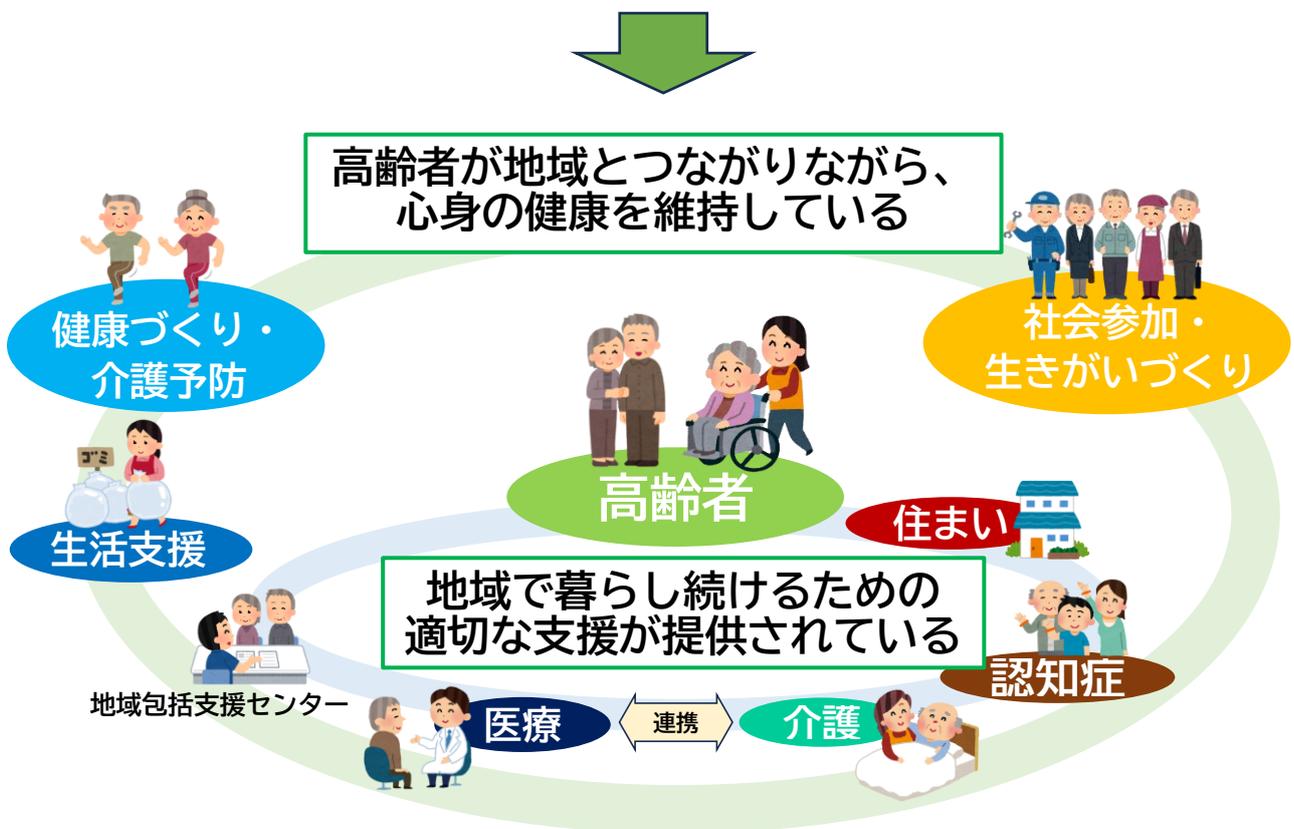
# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

- 本計画では、前期計画の基本理念である「地域のふれあいで、高齢者がいきいきと笑顔で暮らす、キラリとひかるまち」を継承し、今後を見据えた介護サービス基盤の充実、介護人材の確保や生産性の向上、自立支援と重度化防止、在宅医療と介護の連携、認知症の早期発見・早期支援、地域力の向上等の取組強化に努めることにより、基本理念の実現を目指します。

### 【基本理念】

地域のふれあいで、高齢者がいきいきと  
笑顔で暮らす、キラリとひかるまち



### 3

## 基本目標と施策の展開

- 地域包括ケアシステムを深化・推進し、基本理念「地域のふれあいで、高齢者がいきいきと笑顔で暮らす、キラリとひかるまち」の実現に向けた施策を展開していくため、本計画に向けた課題・方向性等を踏まえて、次の2つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1

### すこやかな心身と支え合いの地域づくり

- 高齢期を迎えても、誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、効果的な介護予防とともに、介護予防の基礎となる健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 就労・ボランティア活動・通いの場等で社会とのつながりを持つことが効果的であり、体を動かすことによる身体機能の維持・向上や、やりがい・生きがいを持って活躍できる地域づくりを推進します。
- 地域における支え合い活動やボランティア活動などを推進し、多様な主体による日常生活を支援する体制の整備・拡充に取り組むことで、支援を必要とする人に対して効率的かつ効果的な支援を目指します。
- 認知機能の低下などの理由で日常生活に支障がある高齢者等に対して、自分らしく安心して暮らし続けられるよう権利擁護の制度を進める等、地域全体で高齢者をつなぎ、支え合う地域づくりを推進することで、心身の健康維持を図ります。

#### 基本施策

##### (1) 健康づくり・効果的な介護予防の推進

- 介護予防活動の担い手「助け愛隊サポーター」をはじめ、地域での自主的な健康づくり・介護予防活動を促進し、高齢者一人ひとりが活動的な生活習慣を実現するとともに、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に展開します。

##### (2) 社会参加・生きがいづくりの促進

- 多様な生きがいづくりに向けた支援や、働く機会づくり、社会参加のための場・機会づくりを推進します。

##### (3) 生活支援体制の充実

- 多様な生活支援ニーズに対応できるよう、在宅サービスや生活支援サービスの充実とともに、生活支援に関する自主グループ等の活動を支援します。

##### (4) 支え合い・助け合える地域づくりの推進

- 生活支援コーディネーターや協議体による取組を進めながら、多様な主体による支え合い活動やボランティア活動などを推進します。

##### (5) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

- 権利擁護に関する意識醸成をはじめ、権利擁護に関する取組を強化するとともに、高齢者虐待防止対策の充実を図ります。

- 高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活を継続していくために、高齢者一人ひとりの状況・状態に応じた支援の充実を目指します。認知症、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者、リハビリテーションが必要な高齢者、安全で安心な住環境や生活環境の確保など、それぞれの実情に適した対応ができるよう体制づくりを推進します。
- 介護サービスや介護者への支援提供、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上に資する支援、地域包括支援センターで些細なことでも相談できる包括的な相談体制の充実を図ります。
- これらの取組を推進しつつ、介護給付の適正化など介護保険制度が適切に運営・維持されるよう努めることで、高齢者がどのような状態になっても本人の希望に応じた暮らしを続けられるよう支援提供体制の確立を目指します。

基本施策

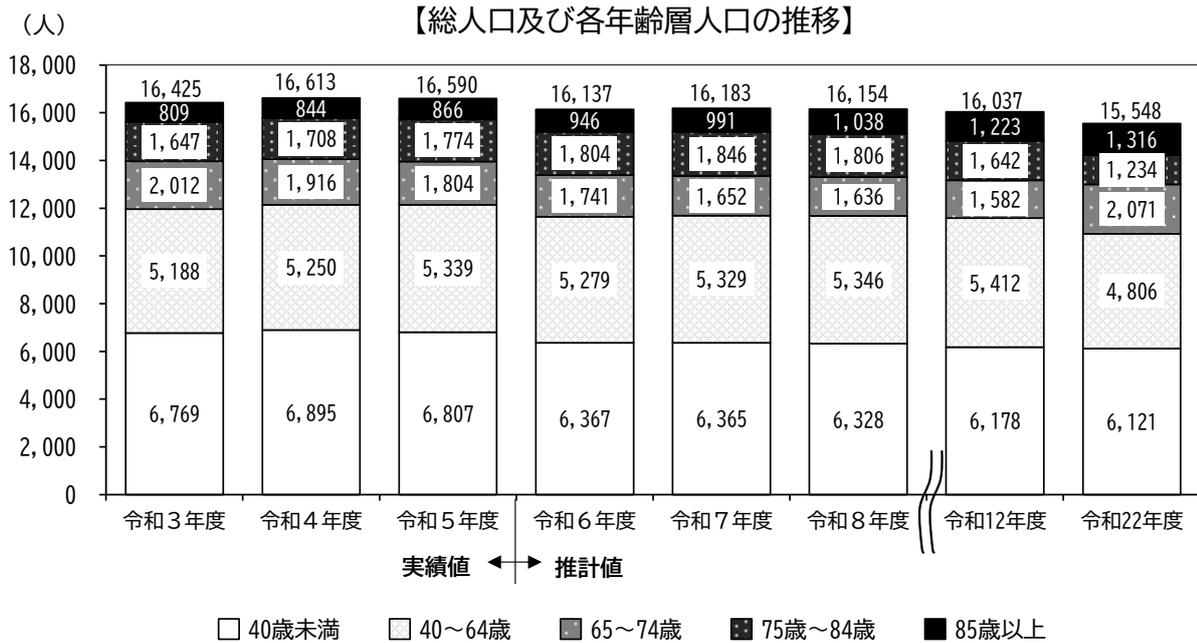
- (1) 介護サービスの提供体制と介護者支援・相談機能の強化
  - 高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、地域の実情に応じた介護サービスの提供基盤の整備に努め、家族介護者の負担軽減の支援、各種支援・サービスに関する情報提供の充実や相談窓口間の連携を図ります。
- (2) 認知症施策の充実
  - 国の認知症施策推進大綱および「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」などを踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症が多くの人にとって身近なものになるような周知・理解の促進に取り組み、認知症になっても本人や家族が希望をもって安心して生活が送れるような支援体制を拡充していきます。
- (3) 安全で安心な住環境・生活環境の確保・充実
  - 多様な住まい方への支援や防犯・防災・交通安全対策、緊急時・災害時の支援体制の整備等によるまちづくりを推進し、高齢者に配慮した安全で安心な住環境・生活環境の確保・充実に取り組みます
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
  - 乙訓医師会等との連携による在宅医療・介護連携推進事業を通じて、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。
- (5) 地域包括支援センターの機能強化
  - 地域包括支援センターについて、その役割・機能の周知・啓発を進めるとともに、相談支援体制の充実や運営体制の整備などを通じて機能強化を図ります。
- (6) 介護人材の確保と生産性向上に向けた取組
  - 介護分野における質の高い人材を安定的に確保する取組は重要であり、また介護サービスの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう介護現場の革新に向けた取組を京都府と連携しながら推進します。
- (7) 介護保険サービスの適正利用の促進
  - 介護保険サービスの質の向上に向けた取組と、サービス提供事業者に対する指導・助言を推進し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業の見える化を図る等して、介護給付の適正化に取り組みます。

# 4

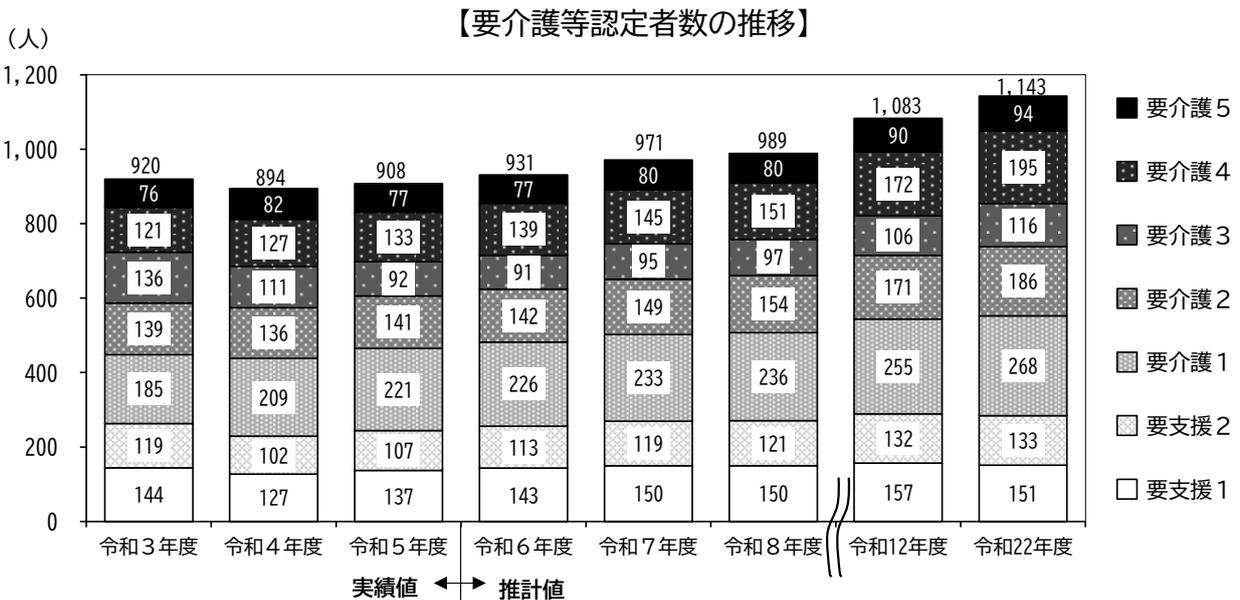
## 介護保険サービス給付費等の見込みと保険料

### 1 介護保険被保険者数と要介護等認定者数の推計

- 今後の本町の総人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和8（2026）年度には、総人口は16,154人、65歳以上人口が4,480人（高齢化率27.7%）、75歳以上人口が2,844人（後期高齢化率17.6%）になると見込まれます。



- 今後の要介護等認定者数を推計すると、75歳以上人口の増加傾向に伴い、要介護等認定者数は年々増加し、本計画期間の最終年度の令和8（2026）年度には、989人になると見込まれます。



## 2. 介護給付費の推計

- 介護予防サービス給付費と介護サービス給付費を合わせた総給付費の推計は以下のとおりです。また、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料についても以下のように見込みます。

### 【介護サービス給付費の見込み】

(単位：千円)

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,520,391	1,588,897	1,627,482	4,736,770
特定入所者介護サービス費等給付額	33,952	34,983	35,715	104,651
高額介護サービス費等給付額	44,959	46,334	47,304	138,597
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,061	8,296	8,469	24,827
算定対象審査支払手数料	1,452	1,494	1,525	4,471
合計	1,608,815	1,680,005	1,720,496	5,009,316

※千円未満は、四捨五入しています。また、端数処理の関係上、合計は必ずしも一致しません。

## 3. 地域支援事業費の推計

- 地域支援事業費については、被保険者数や要介護等認定者数の推計結果や地域支援事業の実績とともに、国が示す上限設定等を踏まえて、以下のように見込みます。

### 【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	34,580	34,830	35,080	104,490
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	29,200	29,200	30,200	88,600
包括的支援事業(社会保障充実分)	12,617	12,645	12,745	38,007
合計	76,397	76,675	78,025	231,097

※千円未満は、四捨五入しています。また、端数処理の関係上、合計は必ずしも一致しません。

## 4. 第1号被保険者の保険料(基準額)

- 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の給付見込値を基に、本計画期間の保険料基準額を算定しています。

基準月額 6,407 円 (年額 76,900 円) (第5段階相当)

## 5. 第1号被保険者の保険料段階の設定

● 本計画期間の保険料段階は以下のとおり15段階とします。

課税状況	段階区分	対象者	保険料率	保険料額	
				年額（円）	
本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	第1段階	● 生活保護受給者の方	0.455	35,000
			● 老齢福祉年金受給者の方	(軽減後) 0.285	21,900
		● 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.685	52,700	
	第2段階	● 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	(軽減後) 0.485	37,300	
		第3段階	● 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.69	53,000
(軽減後) 0.685	52,700				
住民税課税の世帯員がいる	第4段階	● 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.9	69,200	
	第5段階	● 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額 1.0	76,900	
本人が住民税課税	第6段階	● 合計所得金額が120万円未満の方	1.2	92,300	
	第7段階	● 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	99,900	
	第8段階	● 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	115,300	
	第9段階	● 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	130,700	
	第10段階	● 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	146,100	
	第11段階	● 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	161,500	
	第12段階	● 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	176,800	
	第13段階	● 合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.4	184,500	
	第14段階	● 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.65	203,700	
	第15段階	● 合計所得金額が1,000万円以上の方	2.85	219,100	

※100円未満の端数があるときは、50円以上は切り上げ50円未満は切り捨てるものとする。

## 大山崎町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

令和6（2024）年3月

大山崎町 健康福祉部 健康課

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

電話:075-956-2101 F A X:075-957-4161

大山崎町ホームページ:<https://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/>

Eメール:kaigo@town.oyamazaki.lg.jp